

電子的診療情報連携体制整備加算 2 について

当院では、厚生労働省が定める「電子的診療情報連携体制整備加算 2」の施設基準を満たし、医療 DX を通じた質の高い医療の提供に取り組んでおります。

当院では、以下の体制を整備しています。

- ・ オンライン資格確認を行う体制
- ・ 医師等がオンライン資格確認により取得した診療情報・薬剤情報等を診療に活用できる体制
- ・ 電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の医療 DX 推進に係る体制整備を順次進めています。
- ・ 医療情報システムの安全管理に関する体制
- ・ サイバーセキュリティ対策および継続的な職員研修の実施

これらの体制整備に基づき、入院時に「電子的診療情報連携体制整備加算 2」を算定しております。

患者さんに対し、より安全で質の高い医療の提供に努めてまいります。

2026 年 6 月 1 日

福岡歯科大学医科歯科総合病院
病院長